

I C Tを用いた歯科技工所との連携の評価 歯科技工士連携加算1、2

シリーズで連載している2024年歯科診療報酬改定の要点と解説ですが、今回は義歯や歯科技工士について改定された内容について整理していきたいと思います。まずは対面やI C Tを用いた歯科技工所との連携の評価についてです。

今回の改定で歯科技工士連携加算1、2（歯技連1、2）が新設されました。

これは、歯科医師が補綴物の製作において色調、咬合関係や口腔内の確認などを歯科技工士と対面で確認した場合に歯技連1・50点を、情報通信機器（I C T）を用いて確認した場合には歯技連2・70点を加算するというものです。算定には施設基準の届出が必要であり、院内技工士、院外技工士のどちらの場合でも算定できます。カルテには確認内容の記載が必要で、院外技工士の場合はカルテおよびレセプトに歯科技工所名を記載します。この加算ができる対象補綴物は表のとおりです（表）。

表 歯科技工士連携加算対象一覧表

対象補綴物			対象とする所定点数			加算点数
			imp	B T	仮床試適	
冠	前歯部の前装MC・前装Ti C・歯CAD		○	—	—	対面 50 点 または I C T 70 点 ※（製作物に） 1 回限り
ブリッジ	支台歯の前歯部が レジン前装MC	5 歯以下	○	—	—	
		6 歯以上	○			
	上記以外の 6 歯以上		—	○	—	
義歯	FD または 9 歯以上の PD		—	○		

※ 2つの製作物を同時に製作する場合は1回限り

具体的には

- （1）前歯部のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠の製作時において、印象採得時に、色調採得及び口腔内の確認等を行った場合に算定。ただし、複数の歯冠補綴物の製作に当たって同日に印象採得を行った場合も1回に限りの算定。
- （2）6歯以上のブリッジの製作時において、咬合採得時に、咬合関係の確認や口腔内の確認等を行った場合に算定。
- （3）多数歯欠損義歯（9歯～14歯欠損）及び総義歯の製作時において、咬合採得時に、咬合関係の確認や口腔内の確認等を行った場合、もしくは仮床試適時に義歯の辺縁形態や人工歯の排列位置、咬合関係の確認や口腔内の確認等を行った場合のいずれか1回の算定。ただし、上下顎の義歯を製作する場合、例えば上顎義歯について、咬合採得時に歯技連1又は2を算定し、下顎義歯について、仮床試適時に歯技連1又は2を算定することは可能である。

とされています。また歯技連2を算定する場合に、I C Tの運用に要する費用については、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として別途徴収できるとしています。

このほか義歯に関わる主な算定項目の変更点として、これまで義管の算定月から起算して1年超であった義管の再算定までの期間が、6カ月に短縮されています。

最後に、今次の改定より下顎総義歯の製作におけるフレンジテクニックへの評価が新設されています。フレンジテクニックを行った場合には「仮床試適 その他の場合 272点」が算定できます。また、別日であれば「仮床試適 総義歯 190点」も算定できますのでご注意ください。

（渡邊芳明記）